

川西市
人権行政推進プラン
(第3次改定版)

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～

令和 2(2020)年 4 月

川 西 市

人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)2月28日

川西市

目次

はじめに	1
第1章 人権行政推進プランについて	2
1 基本理念とプラン策定の経緯	2
2 プランの位置づけ	3
第2章 人権尊重の理念	4
1 人権尊重の基本的考え方	4
2 人権文化を築く	4
第3章 人権に関する取り組みの状況	5
1 国連を中心とした人権の取り組み	5
2 日本における人権の取り組み	5
3 川西市における人権の取り組み	6
4 人権行政推進プランの取り組みの現状と課題	6
(1) 人権行政の推進体制について	6
(2) 人権教育・人権啓発について	7
(3) 人権相談・擁護について	8
第4章 人権文化のまちづくりの推進（人権行政の推進）	9
1 人権行政の推進体制	9
2 人権教育・人権啓発の推進	9
(1) 基本的な考え方	10
(2) 学校等における人権教育	10
(3) 地域社会における人権教育・人権啓発	11
(4) 市民との協働	11
(5) 行政（職員、教職員等）における人権研修	12
3 人権相談・擁護	12
4 人権センターとしての総合センター	13
5 人権課題への取り組み	14
(1) 女性の人権	14
(2) 子どもの人権	15

(3) 高齢者の人権.....	17
(4) 障がいのある人の人権.....	19
(5) 部落差別に関する人権課題.....	21
(6) アイヌの人々の人権.....	22
(7) 外国人の人権とヘイトスピーチ問題.....	23
(8) HIV 感染者やエイズ患者の人権.....	24
(9) ハンセン病患者や元患者（回復者）、家族の人権.....	25
(10) 刑を終えて出所した人の人権.....	25
(11) 犯罪被害者等の人権.....	26
(12) インターネット等に関する人権課題.....	27
(13) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権.....	27
(14) 生活困窮者等の人権.....	28
(15) セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権.....	29
(16) 自死（自殺）者とその家族の人権.....	31
(17) 職場等における人権課題.....	31
(18) そのほかの人権課題.....	32

資料編

33～53

- * 「人権に関する年表」
- * 「世界人権宣言」
- * 「日本国憲法」（抄）
- * 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
- * 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）」（抄）
- * 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（ヘイトスピーチ解消推進法）」（抄）
- * 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」
- * 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
（アイヌ民族支援法）」（抄）
- * 「川西市人権教育基本方針」
- * 「川西市人権保育基本方針」
- * 「川西市在日外国人教育指針」
- * 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」（抄）
- * 「川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」
- * 「川西市人権施策審議会規則」
- * 「審議会委員名簿」/ 「人権行政推進プラン（第3次改定版）」に係る策定経過/人権に関する計画等



はじめに

時代の変化とともに、本市を取り巻く環境が変化するなかで、新たな地域の課題や市民のニーズに的確に対応していく必要があります。

その中で、本市における人権課題への取り組みにつきましては、平成3(1991)年2月に「市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていくこと」を目標とした「人権擁護都市宣言」を行い、さまざまな人権施策を進めてまいりました。



しかしながら、人権をめぐる状況は、未だ、部落差別などの人権課題は現存するとともに、少子高齢化、情報化、国際化などの急速な進展により、子どもや高齢者等に対する虐待問題、インターネットを悪用した人権侵害、ヘイトスピーチ問題やセクシュアル・マイノリティの人権などの新たな人権課題が顕在化するなど、より複雑・多様化してきています。

このような現状をふまえ、本市では人権行政を市政の重要な柱として位置づけ、人権行政の指針となる「川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）」を策定いたしました。

一人ひとりの人権が尊ばれ、だれもが幸せを感じることができるまちの実現をめざし、同プランにもとづき、人権行政を推進してまいります。

今後、各事業の実行段階においては行政だけでなく、「市民とともに」進めていくことを大切に、市民との情報共有や対話を重ねながら本プランを推進してまいります。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり貴重なご意見・ご提案をいただいた市民のみなさまをはじめ、ご審議いただいた人権施策審議会のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和2年(2020年)4月

川西市長

越田 謙治郎

第1章 人権行政推進プランについて

1 基本理念とプラン策定の経緯

さまざまな人権の課題が市民一人ひとりの課題として受け止められ、すべての市民がそれを理解し、課題解決に向け行動する人権尊重を基礎としたまちづくりが求められています。また、行政内部においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第11条では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものとし、第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとしています。

市は、平成3(1991)年2月に宣言した「人権擁護都市宣言」で、「いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。」と示されているように、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の人権と同様に他者の人権を尊重する心と姿勢を育むことが必要となります。

一人ひとりの個性やさまざまな文化の多様性を認め合い、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う。そのような人権文化を市民と行政によって築いていくことを人権行政推進プラン（以下「プラン」という。）の基本理念とします。

プランの推進に当たっては、行政だけでなく市民や地域、企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的に取り組むことが大切です。そのため、市民との協働による人権教育、人権啓発に取り組めます。

◆本プランに関する経過等

内 容	策定等年月日	計画期間等
「川西市同和対策審議会」設置	S52(1977)年	～H21 年
「川西市総合センター運営審議会」設置	S55(1980)年 10月	～H21 年
「人権擁護都市宣言」－川西市制定	H3(1991)年 2月	
「川西市人権教育のための国連10年推進懇話会」－設置	H12(2000)年 3月	
「人権教育のための国連10年川西市行動計画」－策定	H12(2000)年 3月	H12～H16
「川西市人権行政推進プラン（初版）」－策定	H17(2005)年 12月	H17～H21
「川西市人権施策審議会」－設置	H21(2009)年 4月	
「川西市人権行政推進プラン」－1次改定	H22(2010)年 4月	H22～H26
「人権問題に関する市民意識調査」－実施	H25(2013)年 11月	対象 2,000人
「川西市人権行政推進プラン」－2次改定	H27(2015)年 4月	H27～R1
「川西市人権行政推進プラン」－3次改定	R2(2020)年 4月	R2～R6

2 プランの位置づけ

プランは、人権教育、人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進のための基本方針を示したもので、平成 12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第 5 条に基づく計画です。また、憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえて策定するものです。平成 12(2000)年には「人権教育のための国連 10 年川西市行動計画」を策定し、それを継承発展させ、平成 17(2005)年に「プラン」を策定し、平成 22(2010)年に改定を行い、平成 27(2015)年には、2 回目の改定を行いました。

今回改定したプランは、この間に部落差別解消推進法をはじめ、人権に関する法律が制定されるなど、人権を取り巻く状況の変化などを踏まえて見直し、計画期間は、令和 6(2024)年度までとします。

今後も、市の総合計画をはじめとする本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向や川西市人権施策審議会の意見等も踏まえながら見直していきます。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第 5 条(地方自治体の責務)

地方自治体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【国】人権教育・啓発に関する基本計画

【県】兵庫県人権教育及び啓発に関する
総合推進指針



川西市人権行政推進プラン

川西市総合計画

人権擁護都市宣言

人権行政推進プラン

人権教育基本方針
人権保育基本方針



- ★男女共同参画プラン
- ★子ども・子育て計画
- ★子ども・若者育成支援計画
- ★健幸まちづくり計画
- ★地域福祉計画
- ★高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ★障がい者プラン(障がい福祉計画等) など

第2章 人権尊重の理念

1 人権尊重の基本的考え方

人権とは、一人ひとりが、人間の尊厳にもとづいて生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるのです。

憲法では、この権利を基本的人権として定め、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳うとともに、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権などを定めています。

私たちは、こういった権利を認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

近年では、地球規模での環境問題の深刻化や情報技術・生命科学の発展などによって、環境権、プライバシー権、遺伝子情報に関わる問題などが生じてきており、人権尊重の視点でさまざまな問題をとらえていく必要があります。

2 人権文化を築く

「人権文化」とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり様そのものをいいます。

つまり人権を尊重する考え方や感じ方、行動の仕方が、日常の当たり前のことになるということです。

世の中全体の人権文化を豊かにするということと、自らが人権文化の豊かな主体として生きるということは、密接に関係しています。

すべての人が自分らしく生きることのできる人権文化に満ちた社会を創造するためには、私たち一人ひとりが、人権の主体として、日常生活において人権に関わるさまざまな課題に気づき、学び、行動していくことが大切です。



第3章 人権に関する取り組みの状況

1 国連を中心とした人権の取り組み

昭和23(1948)年、国際連合（以下「国連」という。）は、人類の多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。この宣言では恒久平和を実現するために世界の国々にあるさまざまな差別を撤廃し、すべての人々の人権が確立されることが必要であるとの考えを示し、達成すべき人権の共通基準を示しました。

以後、国連は、昭和41(1966)年、世界人権宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」を採択したのをはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」など、平和と人権の確立のために、個別の人権関係の国際条約を採択するとともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際家族年」「国際高齢者年」「平和の文化国際年」などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

国連では、全世界の人々が「世界人権宣言」でいう人権基準についての理解を深め、日常生活の中で活かしていくために、人権教育を推進することが重要であるとの認識から、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権文化を構築することをめざして、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画を示しました。

平成16(2004)年「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が同年12月に採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

また、平成27(2015)年の国連において全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）が策定されています。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等、平和的社会などの課題の解決をめざすとし、中でも人権分野は、17のゴールに多く関連しています。

2 日本における人権の取り組み

国では、昭和22(1947)年に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が施行され、国連加盟の承認後、世界の一員として人権関係の国際条約を批准し、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

特に日本固有の人権問題である同和問題の解決のため、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法改正等を経て、延べ33年間の特別対策を実施してきました。

また「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。この国内行動計画は、人権文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うとともに、重要な人権課題にも積極的に取り組むこととしています。

その後、平成12(2000)年12月に、「人権教育・啓発推進法」が制定され、この法律にもとづき、平成14(2002)年に国の基本計画が策定され、平成28(2016)年には、「障害者差別解消推進法」の完全施行、「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」が施行されました。現在は、これらの法律や計画に沿った取り組みが推進されています。

3 川西市における人権の取り組み

これまでの本市における人権の取り組みは、昭和49(1974)年から、部落問題への取り組みを中心に展開してきました。施策では、生活環境の整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に、昭和54(1979)年度を初年度とする「川西市同和対策事業総合計画」、その後「川西市同和対策事業新総合計画」を策定し、全組織をあげて取り組んできました。その結果、関係住民の住環境や生活実態の改善については、一定の成果が認められました。しかしながら、結婚差別やインターネットを使った差別書き込みなど差別意識や偏見が未だ根強く残っています。

一方、国際化、情報化、高齢化、価値観の多様化などに伴い、人権に関わるさまざまな問題が顕在化してきました。前述の国内外の動きや人権意識の高まりなど、本市を取り巻く状況の変化に対応して、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの課題についても、「川西市女性プラン」「川西市児童育成計画」「川西市老人保健福祉計画」「川西市障害者福祉計画」などを策定し、本市独自の取り組みをすすめてきました。

さらに、人権意識を高め、人権尊重の輪をひろげていくために、平成3(1991)年に「人権擁護都市」を宣言しました。

平成12(2000)年には、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、すべての市民が川西に住んでいてよかったと思えるまちにするため、人権教育・人権啓発についての基本方針を示す「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定しました。さらに、この市の行動計画を継承発展させて、平成17(2005)年に「川西市人権行政推進プラン」を策定し、平成22(2010)年、平成27(2015)年に改定をしました。

また、人権に関する福祉施策などとして、「川西市男女共同参画プラン」「川西市子ども・子育て計画」「川西市子ども・若者育成支援計画」「川西市健幸まちづくり計画」「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「川西市障がい者プラン」などの策定や見直しを行い、社会状況の変化やさまざまな課題への対応を図っています。

4 人権行政推進プランの取り組みの現状と課題

(1) 人権行政の推進体制について

人権行政推進プランを着実にかつ全庁的に推進していくため、その全庁的組織として、市長を会長とし、部長級職員で構成する川西市人権施策推進委員会を設置しています。

今後も、人権行政を市政の基盤として位置づけ、あらゆる行政施策が人権的視点から実施され、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを推進していく必要があります。

また、市のさまざまな施策の実施主体となる各部署（概ね課単位）においては、課長級職員を中心に、平成28(2016)年から、市のさまざまな施策や業務を、①「情報発信」への視点 ②「市民の意見を聞く・知る」への視点 ③「誰もが社会へ参加・参画するため」への視点 ④「市民へ行政サービスを提供するにあたって」への視点 ⑤「職場環境づくり」への視点 の5つの視点から、具体的な点検項目(リスト)にもとづいて、点検・評価(人権チェック)を行っています。今後も、人権チェック等による改善を行いながらすべての施策を推進していく必要があります。

(2) 人権教育・人権啓発について

① 学校等における人権教育

学校や幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、市の「人権教育基本方針」や「人権保育基本方針」などにもとづき推進してきました。その中で、人権学習への取り組みや教員、職員への人権研修などにより、子どもや教員、職員の人権意識の向上が図られました。

今後も、差別のない人権文化豊かなまちづくりにおいて、次代を担う子どもたちへ人権教育の充実を図るとともに、時代とともに変化していく人権課題に対応した人権学習に取り組んでいく必要があります。

② 地域社会における人権啓発

地域社会での人権啓発は、主に市民が中心となって組織している川西市人権教育協議会や昭和62(1987)年に発足した16小学校区人権啓発推進委員会が、地域の実状に合った啓発活動を展開してきました。また、市民による市民のための「人権の学びの場・機会づくり」として、「人権啓発サポーター制度」を創設し、人権学習市民講座や人権学校などの企画・運営を行ってきました。

市全体の啓発事業としては、「広報じんけん」の発行や「人権川柳・作文・フォト」の募集、「人権週間映画会」を行うとともに、毎月第3金曜日を市の人権デーとして実施している街頭啓発など、人権啓発事業も展開してきました。

しかしながら、市民主体の啓発活動の広がりは見られるものの、市や団体などが主催する啓発事業などへの参加が伸び悩んでいる状況や、人権啓発に関わる新たなリーダーの育成なども課題となっています。

今後も、さまざまな手法を用いた効果的な人権教育、人権啓発を、市民と協働して実施していく必要があります。

③ 行政における人権研修

人権行政をすすめていくには、まず、市職員、教職員の人権意識の向上は必須条件となります。

現在、市職員研修については、職員の人権問題の認識を深めるため、職場内での人権研修を計画的に実施し、主に、課長級からなる「人権研修担当員」がリーダーとなり研修を実施していますが、人権研修の全体的な受講実績などは上がっているものの、部署によっては不十分なところも見られることから、職員が、主体的に人権研修をとらえるよう研修内容の充実を図る必要があります。

教職員研修については、人権教育研修を研修計画に位置付け、人権教育担当者がリーダーとなり、教職員の人権意識醸成を図っています。教職員の人権意識の向上を、学校園での取り組みに反映させていくことは、今後も継続していく必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ/性的嫌がらせ)やパワー・ハラスメント(パワハラ/職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的あるいは身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為)などのハラスメントに対しては、組織全体で取り組むことが大切であり、職場での相談窓口の活用や研修の充実を図るなどの取り組みが必要です。

(3) 人権相談・擁護について

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら、毎月1回に加え6月の人権擁護の日と12月の人権週間の年14回実施しています。また、川西市総合センターには、隣保館相談指導員を配置し随時相談を行っています。

さらに、「子どもの人権」に関するものについては、公的第三者機関である「川西市子どもの人権オンブズパーソン」を設置し、相談を受けています。

多種多様で、広範にわたる人権に関する相談を解決するための援助ができるよう、相談員の資質向上を図る必要があります。また、今後もより一層、市民に対し人権相談の窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに関係機関・部署との連携を強め、相談者の人権擁護や相談内容によっては、必要な施策につなげていくことが求められます。



第4章 人権文化のまちづくりの推進(人権行政の推進)

「人権文化のまちづくり」とは、市民一人ひとりの人権が尊ばれ、平和で心豊かに暮らすことができる地域社会を築いていくことです。

人権文化のまちづくりをすすめていくうえで、最も重要なことは、さまざまな行政施策や業務、運営などを常に人権尊重の視点をしっかりもちながら展開、遂行していくことです。

人権文化のまちづくりをすすめるための人権行政は、さまざまな人権課題について、市民啓発などを実施する一部の行政部門ですすめるものではなく、行政全体で総合的に取り組む、まさに自治体行政そのものであるといえます。

1 人権行政の推進体制

人権行政を特定の部署や職員だけの課題としてではなく、全庁的な課題としてとらえていくため、市長を会長とする人権施策推進委員会を設置し、さまざまな人権施策を実施しています。

また、市の付属機関である「川西市人権施策審議会」を設置し、主に人権行政推進プランの内容や「総合センターの運営」を含む人権施策の取り組み状況などを客観的に点検し、現状の課題や今後に向けての助言や提言を行っています。

今後も、これらの推進体制の充実を図りつつ、施策の主たる推進者である職員の人権意識のさらなる向上と、人権の視点から現状のさまざまな施策や業務の点検・評価（人権チェック）を行いながら人権行政を推進します。

人権担当部署の今後の方向性としては、単に人権啓発・人権教育活動などを推進する部門としてだけでなく、より人権施策を全庁的に推進し、総合的に調整をする部門として、役割と位置づけをもった体制整備を図っていくことが必要です。

□人権担当部署の主な変遷

	市長事務部局	教育委員会
S49(1974)年～	同和部	同和教育室
S55(1980)年～	同和部—総合センター	
H3(1991)年～	人権推進部—同和対策担当・女性政策担当・総合センター	人権教育室
H4(1992)年～	人権推進部—同和対策課・女性政策課・総合センター	
H7(1995)年～	人権・市民部—同和対策課・総合センター	
H11(1999)年～	生活・人権部—人権推進室・総合センター・女性センター	
H16(2004)年～	市民生活部—人権推進室—人権推進課・総合センター	
H18(2006)年～	※教育委員会の人権教育室が人権推進室へ吸収統合	学校人権教育部門のみ
H28(2016)年～	※人権推進課に男女共同参画事業の事務移管	
H30(2018)年～	市民環境部—人権推進課・総合センター	

2 人権教育・人権啓発の推進

人権教育と人権啓発について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条で、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

※【涵養】ゆっくりと養いつくること。

(1) 基本的な考え方

すべての人が生まれながらにしてもっている、社会において幸福な生活を営む権利である「人権」は、だれにとっても大切なものです。また、私たち一人ひとりが、主体的にあらゆる場所で、機会あるごとに人権教育・人権啓発に参加し、人権尊重の精神を生かした生き方を学んでいくことができれば、人権文化に満ちた社会への形成に繋がっていきます。そのためには、さまざまな人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育・人権啓発を推進することが重要です。

今後も地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して、より効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 学校等における人権教育

就学前から学齢期（小中学校）までの人間の成長期における人権教育は非常に重要です。そのためには、子どもの発達段階に即した創意工夫に満ちた人権教育を行う必要があります。

そこで、今後も、本市の学校、幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、市の「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」「在日外国人教育指針」、兵庫県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」、国が策定・改定した「保育所保育指針」などにもとづいて推進し、社会の変化にも的確に対応しつつ、人権感覚豊かな子どもの育成を図ります。

① 人権尊重を基盤とした学校等の運営

子どもたちの豊かな人権感覚を育てていくためには、人権学習を要として、学校等での教育活動全体を通じて実践していくことが重要です。そのため、人権尊重を基盤とした学校等の運営に努めます。

② 人権感覚に満ち、人権スキル（人権の知識等を具体的な実践や行動につなげていくための技能）の高い教職員、保育所、こども園職員の育成

人権教育をすすめていくうえで、子どもたちと直接に関わる教職員や保育所・こども園職員の人権感覚を高めることやさまざまな人権課題に関する深い知識と人権スキルを高めしていくことは欠かすことのできないものです。

そのために、人権研修を充実し、実践的な指導力の向上に努めます。

③ 地域社会と家庭との連携

学校等での人権教育がより効果的にすすめられるよう、学校・幼稚園・保育所・こども園と家庭・地域社会とが一体となって連携を積極的に推進します。

また、子どもの人権をより保障していくために、市が設置している公的第三者機関の子どもの人権オンブズパーソン等とも連携を図ります。

【主な取り組み】

- *市独自の人権学習副読本(小学校低学年・高学年・中学校用)「いのち」の活用(教育委員会)
- *中学校区連携教育推進事業の実施(教育委員会)
- *川西市人権教育協議会の専門部(就学前教育部、小学校教育部、中学校教育部、進路保障部、特別支援教育部)活動等への参画(川西市人権教育協議会)
- *小学校区人権啓発推進委員会への参画(小学校区人権啓発推進委員会)
- *子どもの権利条約にもとづく実感調査の実施(2年毎・市)

(3) 地域社会における人権教育・人権啓発

本市では、地域住民が主体となって地域の実態に即した人権教育・人権啓発をすすめていくことを目的に、市内 16 小学校区ごとに「小学校区人権啓発推進委員会」が組織され、地域の実情にあわせた人権学習・啓発活動がすすめられています。また、現在では、校区コミュニティ組織の中に人権に関する部署が設けられる地域もあります。

言うまでもなく、人権文化豊かなまちづくりは、まずは自分が住み、さまざまな人々が居住している地域社会から推進していくことが大切です。

- ① 小学校区やコミュニティで実施される人権教育・人権啓発活動について、人権学習や啓発活動の進め方などへの助言、現地人権学習会の実施など活動費用を含め支援します。また、各小学校区人権啓発推進委員会に 2 人の職員を校区担当者として派遣し、委員会活動を支援します。
- ② 市内各地域にある学校教育機関、社会教育機関、企業、各種団体・機関も含めた人権教育・人権啓発の取り組みや交流を促進します。

【主な取り組み】

- *市内 16 小学校区人権啓発推進委員会への支援(市)
- *川西市企業人権問題啓発推進協議会(67 社加盟)への支援(市)
- *人権問題現地学習会の実施(市)

(4) 市民との協働

人権教育・人権啓発を推進することは、行政の責務の一つですが、行政が一方向的に市民に対して行うことは、教育・啓発という観点からは決して効果的な手法とはいえません。どうしても市民からは「おしきせめ」なものと評価されがちです。

そこで、本市でも「市民との協働」という観点を重視した、さまざまな取り組みとして、人権教育・啓発を研究・実践する「川西市人権教育協議会(略称「川西人権協」)」や地域における「小学校区人権啓発推進委員会」、市民向け人権講座の企画や運営を行う「人権啓発サポーター会」などを中心に、市民とともに人権教育・人権啓発活動をすすめています。

- ① 人権教育推進団体である川西市人権教育協議会や小学校区人権啓発推進委員会の活動を支援します。
- ② 人権啓発サポーター会を中心に市民のオピニオンリーダー(人権啓発を推進する先導者)の育成に努めるとともに活動を支援します。

【主な取り組み】

- *川西市人権教育協議会への支援(市)
- *川西市人権啓発サポーター会への支援(市)

(5) 行政（市職員、教職員等）における人権研修

すべての職員は、特に人権問題に関するオピニオンリーダーとして、また、人権尊重の視点に立って業務（教育）の点検・改善を行っていくための知識とスキルを身につける必要があります。

- ① すべての職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行し、教育、保育の実践ができるように、また、各職域で人権に関わる課題に対応できるように、さまざまな人権課題について、所属長などが中心となって、効果的な職員研修を実施します。
- ② 公私立の教職員、保育所、こども園職員にあっては、さまざまな人権課題の解決につながる教育・保育が創造できるよう、さまざまな実践交流や地域社会との関わりを推進します。
- ③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを推進します。

※P31「(17) 職場等における人権課題」参照

【主な取り組み】

- *教職員対象の人権教育研修会の開催(教育委員会)
- *人権保育研修の実施及び市職員人権研修会への参加(保育所・こども園)
- *職員人権問題研修会の開催(市)
- *職場人権研修の実施(市・教育委員会)
- *職員階層別人権研修の実施(市・教育委員会)
- *職員人権研修担当員の設置(市・教育委員会)

3 人権相談・擁護

人権相談に関する窓口は、人権推進課と総合センターに設置し、関係機関（人権擁護委員・法務局等）と連携しながら対応しています。

その中で、特に「子どもの人権」に関するものについては、独自に「子どもの人権オンブズパーソン」（公的第三者機関）を設置し、相談だけではなく、事案の調査や擁護、救済も行っています。

人権に関する相談は、多種多様です。市民への広報も含め、相談者にとって相談しやすい環境、体制を整えていく必要があります。

そのために、人権相談等に関する庁内での全体的な情報の共有化やネットワーク化、システム化の構築を図り、関係機関・部署との連携をより強め、相談者の人権擁護につながるよう努めていきます。

また、相談内容により、その実情や傾向を把握し、必要な施策につなげていきます。

【主な取り組み】

- *毎月第3金曜日を川西市の人権デーと定め、人権擁護委員による特設人権相談所を開設する。
その他、6月(人権擁護委員の日)と人権週間にも各1回開設する。(市)
- *人権相談(子どもの人権オンブズパーソン含む)に関する広報を促進する。(市)
- *市の各種相談窓口や法務局との連携を強化する。(市)

4 人権センターとしての総合センター

総合センターは、基本的人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、子どもの健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設です。

総合センターでは、子どもから高齢者まで、さまざまな世代が気軽に楽しく交流できる取り組みをすすめるとともに、多様な人権問題を自由に学びあえる「場」と「機会」を提供しています。

地域に暮らす一人ひとりが主役となって人権文化豊かなまちづくりが推進できるよう、また人権啓発センターとしての機能も発揮できるよう、関係機関や人権活動団体・子育て支援団体とのネットワークづくりに取り組み、人権課題解消に向けた情報発信に努めます。

今後も、利用者や人権施策審議会からの意見を参考に、開かれた施設運営を図っていき、あらゆる差別の根絶に向けて、次の施策を推進し、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいきます。

- ① 豊かな人権文化を築くために交流事業を推進します。
- ② 部落問題をはじめさまざまな人権問題に関する啓発を推進します。
- ③ 人権意識の高い、こころ豊かな子どもたちを育成します。
- ④ 貸館事業を通して人権活動団体・子育て支援団体を支援します。

【主な取り組み】

- *輝くにんげんフェアの開催
- *人権啓発講演会の開催
- *人権啓発映画会の開催
- *各種相談事業(生活人権相談、セクマイ相談・学習会など)
- *よみかき教室かわにしの実施
- *けんけんひろば(小・中学生の自主的学習活動)の実施
- *視聴覚教材の貸出
- *総合センターだよりの作成配付



5 人権課題への取り組み

(1) 女性の人権

◆ 現状と課題

国連や各国では、昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機に、女性の地位の向上と真の男女平等をめざす取り組みが行われてきました。

国では、昭和52(1977)年に「国内行動計画」を策定、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」の策定と続き、現在、平成27(2015)年の第4次基本計画にもとづき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取り組みが進められています。また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成29(2017)年に「改正育児・介護法」、平成30(2018)年「候補者男女均等法」を制定して、ワーク・ライフ・バランス*の推進や職業や政治分野での女性の参画をすすめています。

本市では、昭和62(1987)年に県内初の「川西市婦人センター」（現 川西市男女共同参画センター）を開設し、男女平等に向けた政策が本格的に始まり、平成5(1993)年策定の「川西市女性プラン（第1次）」、平成15(2003)年の「川西市男女共同参画プラン（第2次）」、平成30(2018)年の「第3次川西市男女共同参画プラン（改定版）」にもとづき、男女共同参画社会の実現をめざして取り組みをすすめています。また、平成27(2015)年には、男女共同参画推進条例を制定しています。

しかしながら、法が整備されるなど、さまざまな取り組みは見られるものの、長い歴史の中で作られた社会通念、慣習、しきたり等は未だ根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を被ったり十分な活動ができなかったりすることが今なおあります。

また、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントをはじめ、配偶者や交際相手など親密な関係者からの暴力（DV）、ストーカー行為なども顕在化しています。

これらの背景にあるのは、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係、ミソジニー*などの男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題があります。それらが、男女平等の達成を困難にし、さまざまな分野で個性と能力を十分に発揮することを望んでいる女性の生き方、ひいては男性の生き方をも狭めています。

社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。

◆ 今後の方向性

- 「川西市男女共同参画推進条例」（平成27(2015)年制定）を周知していきます。
- 「第3次川西市男女共同参画プラン（改定版）」にもとづき、取り組みを進めます。
- 社会的構造としての男女の固定的な性別役割分担意識やミソジニーの変革に向けてさらなる教育・啓発を推進します。
- 子育て・介護支援体制の整備や女性の就労支援などによりワーク・ライフ・バランスを推進します。

- 配偶者等からの暴力（DV）防止の取り組みでは、平成28(2016)年に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター」と関係機関等との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図っていきます。

※【ワーク・ライフ・バランス】仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※【ミソジニー】主に、男性の中にある女性に対する見下し意識のこと。

【関連する部門別計画等】

*「川西市男女共同参画推進条例」 H27(2015)-施行

*「川西市男女共同参画プラン」

【関連する法律】

*「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」
S47(1972)-施行

*「男女共同参画社会基本法」 H11(1999)-施行

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 H13(2001)-施行

*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 H28(2016)-施行

*「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」 H12(2000)-施行

*「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」 H30(2018)-施行

※現行の法規名、当初の施行年を記載しています。以下、同様

(2) 子どもの人権

◆ 現状と課題

平成元(1989)年に国連で採択された「子どもの権利条約」を国では平成6(1994)年に批准しました。この条約では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利行使の主体としても位置づけることによって、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力していく必要性を明記しています。このことにより、子どもは、ひとりの人間として尊重されるべき存在であるとともに、子どもの権利が広く認識され、子ども観の転換となりました。

本市では、平成27(2015)年に「川西市子ども・子育て計画」を策定し、子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進しています。

また、平成30(2018)年に策定した「川西市子ども・若者育成支援計画2018」にもとづいて、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っています。

一方で、いじめや体罰、暴力、虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権侵害からの救済や人権擁護及び人権侵害の防止のために、公的第三者機関として平成11(1999)年4月に「子どもの人権オンブズパーソン制度」を全国で最初に設け、相談及び調整活動、擁護・救済の申立て等による調査活動、人権侵害の未然防止への広報・啓発活動などを展開しています。

学校・幼稚園では、「川西市人権教育基本方針」、保育所では「川西市人権保育基本方針」にもとづき、子どもは権利の主体であるということを念頭におきながら、人権を尊重する教育・保育に取り組んでいます。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などの家族構成の変化、子育てにおける不安・負担、孤立感を抱える保護者の増加、都市化・高度情報化が進展する中で地域の社会とのつながりの希薄化、子ども集団での多様な体験機会や遊び場や遊ぶ時間の減少、インターネット中心のコミュニケーションの増加、また、社会問題化している家庭の経済格差の拡大による「子どもの貧困」の問題など、子どもの心の成長や発達にとって厳しさが増してきています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、少年非行などの問題行動、学校での暴力（体罰）、いじめ（インターネットや携帯電話・スマートフォンなどのコミュニケーションツールを使ったいじめを含む）、ひきこもり、児童ポルノ等の性の商品化、携帯電話・スマートフォンを媒介とした出会い系サイトなどにより事件に巻き込まれるケースなどの問題も起こっています。

これらの状況を踏まえ、家庭や地域社会における子育てや学校教育のあり方及び支援の方法を見直していくとともに、おとな社会の利己的な風潮や金銭・物質的価値優先の考え方、おとなが子どもを一人の人格者にとらえていないことなどを問い直していくことが求められています。

そのためには、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、おとな自身の自尊感情が高められることが、子どもの自尊感情を高めることになり、さらに、他人を大切にできることへつながっていきます。特に保護者の認識を高めていくほか、保護者への相談窓口や子育て支援の充実、子育て環境の改善なども同時に必要となります。

◆ 今後の方向性

保護者や家庭が子育てを主体的に行っていけるように、学校や地域など社会全体が積極的に子育てに関わりをもち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長・発展につながっていきます。そのために、

- 令和2(2020)年度からスタートする「第2期川西市子ども・子育て計画」にもとづいて
①親と子のいのちと健康を守る ②子どもに応じた教育、保育を提供する ③子どもたちを社会全体で健やかに育む ④子どもの権利と安全を守る の4つの基本目標を掲げて推進するとともに、関係機関やさまざまな担い手との連携・協働を図りながら、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を推進します。
- 「川西市子ども・若者育成支援計画2018」にもとづいて ①すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します ②社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援します の2つの重点目標を掲げて推進します。
- 人権教育・保育については、子どもは一人の独立した人格をもち、権利を享受し行使する主体であるという「子どもの権利条約」の基本理念を踏まえながら、人権教育基本方針や人権保育基本方針にもとづき、子どもの発達段階やライフステージに応じて推進します。
- 平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、市においても、平成27(2015)年に「川西市いじめ防止基本方針」を定め、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを人権問題としてとらえ、その方針に沿って、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服していくことをめざしていきます。
- 子どもの最善の利益を確保するという観点から、第三者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」の活動を一層推進し、子どもたちのSOSを受け止め、子どもたちをエンパワメントする（潜在的にもっている力を伸ばす）よう取り組んでいきます。

さらに、子どもたちの人権が十分に保障されるよう、関係機関に対して是正や改善を求めて勧告や意見表明などの提言を行い、制度改善につなげていきます。

- 子ども人権オンブズパーソン制度や子どもの権利条約の認知度などをより高めるための広報・啓発活動を推進します。

【関連する部門別計画等】

- *「川西市人権教育基本方針」 H20(2008)-策定
- *「川西市人権保育基本方針」 H23(2011)-策定
- *「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」 H10(1998)-制定
- *「川西市子ども・子育て計画」
- *「川西市子ども・若者育成支援計画」
- *「川西市いじめ防止基本方針」 H27(2015)-策定

【関連する法律】

- *「児童福祉法」 S23(1948)-施行
- *「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 H11(1999)-施行
- *「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」 H12(2000)-施行
- *「いじめ防止対策推進法」 H25(2013)-施行
- *「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」 H26(2014)-施行

(3) 高齢者の人権

◆ 現状と課題

国連では、平成3(1991)年に、「高齢者のための国連原則」として、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を採択しました。また、その原則を普及・具現化させるため、平成11(1999)年を「国際高齢者年」と定め、高齢者を受益者としてのみでなく、社会発展の主体者としてとらえ、高齢者が自ら要求し、行動することの重要さと自ら参加して豊かなくらしを築くことは、後の世代の人々の幸せにもつながるものであるとしています。

日本は、人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は、平成31(2019)年4月1日現在で、28.3%となっており、総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇し続け、令和18(2036)年には33.3%、令和47(2065)年には38.4%となると予想されています。そのような中で、国では、平成7(1995)年には、「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策を総合的に推進してきました。

一方、平成12(2000)年に、介護の社会化に向けて「介護保険制度」が導入されるとともに、高齢者などの権利を保護し、支援するため、「成年後見制度」が創設され、平成17(2005)年には、「高齢者虐待防止法」が制定されました。

本市では、国の高齢化率を上回り、高齢化は急速に進行しています。平成31(2019)年3月31日現在の高齢化率は、31.0%となっており、日常生活圏域(概ね中学校区)の中では40%を超える高齢化率を示しているところもあります。

そうした状況の中、高齢者を社会全体で支え、一人ひとりが自分の能力を活かして、自立した生活を送ることにより住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を暮らしていけ

るよう平成30(2018)年に「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」と「第5期川西市地域福祉計画」を策定し、高齢者等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスの提供をしていくことをめざしています。

急速な高齢化と少子化の進展、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者の増加、「老老介護」の問題の深刻化、高齢の親と仕事をもたない子どもの問題（「8050」問題）、保健福祉サービスに対する市民ニーズの高度化、複合化、多様化など、地域保健を取り巻く状況は著しく変化しています。

また、高齢者に対する身体的、心理的な虐待や、財産権の侵害をはじめとする経済的虐待などが報告されており、虐待をしている人が、高齢者の世話をしている家族などの介護者の場合が多くなっています。他にも、高齢者に係る悪徳商法、詐欺、年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否など高齢者の人権問題として深刻な状態となっています。

このようなことから、高齢者や日常的に高齢者の世話をしている家族などの介護者の負担軽減や地域における相談、指導、助言などの支援、高齢者の権利保護などのために、「地域包括支援センター」や「成年後見制度」のさらなる周知や利用促進などに努める必要があります。

高齢者が、寝たきり、認知症、要介護等、どのような状態になっても、人間としての尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことのできる長寿社会の実現に向け、支援体制を充実させるとともに、実情に沿った啓発をすすめる必要があります。

また、高齢者が社会を構成する一員として認められ、各種の活動に参加できるよう支援していくことが必要です。

◆ 今後の方向性

- 「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」にもとづき、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を基本に事業を推進します。
- 人権問題としては、特に高齢者が地域で安心して尊厳ある、その人らしい生活ができ、生きがいを持って地域社会に主体的に参加できるよう、高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的にフォロー（支援）していく「地域包括支援センター」についても周知・啓発に努めます。
- 高齢者の財産の侵害、虐待等の人権課題については、「高齢者虐待防止法」にもとづいて、その早期発見に努めるとともに、虐待防止に向けたネットワークの充実に努めます。
- 認知症などによって判断能力が不十分である人に対する契約や財産管理に関する問題については、その対応が的確にできるよう川西市成年後見支援センター「かけはし」、「地域包括支援センター」等と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- 成年後見制度利用の周知と啓発を推進するとともに相談・支援体制の充実に努めます。

【関連する部門別計画】

- *「川西市地域福祉計画」
- *「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

【関連する法律等】

- *「老人福祉法」S38(1963)-制定
- *「介護保険法」H12(2000)-施行

- *「高齢社会対策基本法」 H7(1995)-施行
- *「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 H18(2006)-施行
- *「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 H18(2006)-施行

(4) 障がいのある人の人権

◆ 現状と課題

国連では、昭和 50(1975)年に「障害者の権利宣言」を採択し、その後、平成 18(2006)年に障がいのある人の基本的人権を促進、保護し、固有の尊厳の尊重を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国では、平成 5(1993)年に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、精神障がい者も障がい者と位置づけ、施策が総合的かつ計画的に推進され、平成 15(2003)年度からは「新障害者基本計画」にもとづき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざした取り組みが行われてきました。

平成 24(2012)年には、「障害者基本法」の基本原則をより具体化する法律として「障害者差別解消推進法」が制定され、平成 28(2016)年 4 月から施行されました。

本市では、平成 9(1997)年 3 月に「障がい者の主体性、自立性の確保」「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、「川西市障がい者福祉計画」を策定し、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかしながら、障がいの重複化、本人や保護者の高齢化などが進み、それぞれの障がい者の特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層求められています。また、制度の変化に合わせ、発達障がいへの対応や身体、知的及び精神の三つの障がいを一体的に対象とした障害福祉サービスの提供など、新たな視点を踏まえた施策の充実が必要となってきたため、平成 24(2012)年に計画を見直しました。

平成 30(2018)年には、「川西市障がい者プラン 2023(第 7 次川西市障がい者計画)」を策定し、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定にもとづき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりをすすめています。

すべての人の人権が尊重されるように、「障がい」も、人間がもつさまざまな違いの一つと考え、違いを理解し、尊重し、共に生きていけるような(インクルージョン^{*})社会を築いていかなければなりません。障がいのある人は、社会を構成する一員として、地域の中で暮らしていく上で、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参画することが保障されるべきですが、未だに物理的、心理的、社会的障壁が存在し、その自立と社会参加の機会が十分に確保できている状況とは言えません。さらに障がいのある人に対する虐待や暴行、財産の侵害などの人権問題も起こっています。

障がいのある人が、障がいを理由とした差別を受けることなく、ライフステージのすべての段階において、一人の人間として尊重され、市民として地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した適切な個別的支持をする必要があります。また、公共交通や公共情報、医療・福祉・

教育などの公共サービスが、さまざまな障がいのある人に利用可能な状態（アクセシビリティ[※]）になっていなければなりません。

そのためには、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援を充実していくとともに、建物や交通機関などのバリアフリー[※]整備、手話通訳者・要約筆記者などの養成、外出の際の付き添いなどのサービス整備を図っていく必要があります。

さらに、ノーマライゼーション[※]やユニバーサルデザイン[※]といった理念に対する理解を促進していくとともに、障がいのある人に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・人権啓発に取り組み、市民の「障がい」に対する理解を深める必要があります。

◆ 今後の方向性

- 障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、「川西市障がい者プラン 2023」にもとづいて、①「ともに支え合うことのできる地域づくり」 ②「本人の意思を尊重した社会参加の促進」 ③「安心して暮らすためのサービスの充実」 ④「障がい児支援」の4つの目標を柱に事業を推進します。
- 身体障がい、知的障がい、発達障がいのある子どもたちに対する教育・療育環境の整備と交流教育の推進を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、特別支援教育の充実を図ります。
- 市民の一人ひとりが、障がいを一人ひとりの個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、ともに暮らす社会を実現するため、子どもや地域、学校等の関係者などに、あらゆる機会をとらえ効果的な人権教育・人権啓発を行います。
- 今後も障がいのある人が、地域の人たちの理解のもと、一人の地域住民として共に暮らしていくための趣味活動、余暇活動、社会貢献活動、地域活動等への参画を促し、社会参加を通じた交流機会を増やしていきます。
- 障がいのある人が「権利の主体」として、自らの決定・選択にもとづき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できるような社会を構築します。
- 「障害者差別解消推進法」並びに「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の実施」の周知、啓発を行います。また、市職員は、「川西市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき取り組みます。

※【インクルージョン】さまざまな理由で社会から排除されている人々を再び社会の中に受け入れ、尊厳ある暮らしができるようにすること。

※【アクセシビリティ】情報やサービスを高齢者、障がい者なども含めたあらゆる人が、どのような環境においても不自由なく利用できるかどうかの度合いを現す概念。近づきやすさ、アクセスのし易さ。

※【バリアフリー】障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で、さまざまな障壁（バリア）となるものを取り除き、障がいのある人などの自立や社会参加をしやすいように整えること。

※【ノーマライゼーション】高齢者、障がいの有無といった年齢や社会的マイノリティといったことに関係なく生活や権利などが保障された環境を作っていく考え方。

※【ユニバーサルデザイン】障がいのある人や高齢者などはもちろんのこと、はじめから誰もが利用しやすいように、まちづくりや物づくりを行っていくという考え方。

【関連する部門別計画等】

*「川西市障がい者計画〈障がい福祉計画・障がい児福祉計画〉」

【関連する法律】

*「障害者基本法」S45(1970)-施行

*「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」S25(1950)-施行

*「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」H17(2005)-施行

*「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」H18(2006)-施行

*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法)」H28(2016)-施行

(5) 部落差別に関する人権課題

◆ 現状と課題

部落問題は日本固有の人権問題です。国においては、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置がとられ、平成14(2002)年3月まで同和対策事業として環境改善などを中心に総合的な措置が講じられてきました。

本市においても、昭和52(1977)年に設置された「川西市同和対策審議会」の答申にもとづき、「川西市同和対策事業総合計画」を策定し、生活環境整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に事業、施策を実施してきました。

これまでの取り組みによって、同和対策事業対象地域の生活環境などは一定改善されましたが、現在でも全国的に結婚をはじめとした差別事象、不動産売買や転居などの際に同和地区を避けるという忌避意識、インターネットによる差別書き込み、身元調査に絡んだ戸籍謄本等不正取得事件など、まだまだ課題が残っています。これらの課題は、本市においても例外ではありません。

その中で、本市では、差別の要因にもなる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する「本人通知制度」を平成26(2014)年3月から導入しました。

平成28(2016)年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であること、部落差別の解消のため、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育や啓発の推進、実態調査の実施などについて明記されました。

部落問題を解決するためには、市民一人ひとりが、この問題を正しく理解し、部落問題の解決を自分自身の課題としてとらえることが大切であり、そのためにあらゆる機会を通じて、人権教育、人権啓発を推進していくことが求められます。

また、人々にある差別意識を利用して、企業や行政等へ不当な圧力をかけて、高額な書籍等売りつけ、私的な利益を得ようとする、いわゆる「えせ同和行為」は、部落問題の解決を阻み、部落差別を助長するもので、不当な要求には毅然とした態度で拒否する姿勢を示し、時に法令遵守の厳しい姿勢(法務局等への相談、警察への連絡など)で対応することが必要です。

◆ 今後の方向性

- 部落差別解消推進法について、広く周知するとともに、偏見や差別意識を解消するため、正しい知識を理解し、差別的な発言や偏見に基づいた情報などを批判する力を身につけることができるように、市職員や教職員の研修の充実や、市民等への人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 基本的人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設である、川西市総合センターを中心に、隣保館事業や相談事業を推進します。
- 「えせ同和行為」対応については、啓発と法務局や警察との連携を図ります。
- 「本人通知制度」について、多くの人に登録していただくよう、職員をはじめ市民に周知・啓発していきます。
- インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、プロバイダなどに対し削除要請する「インターネット・モニタリング」事業については、兵庫県や法務局と連携をはかりながら実施するとともに、全国的な動向などから、その効率的・効果的手法なども検討していきます。

【関連する法律等】

- *「同和对策事業特別措置法」 S44(1969)-施行
- *「地域改善対策特別措置法」 S57(1982)-施行
- *「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」 S62(1987)-施行
- *「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」 H28(2016)-施行

(6) アイヌの人々の人権

◆ 現状と課題

アイヌの人々は日本における少数民族として、北海道を中心に固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言えない状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

国では、平成9(1997)年に「アイヌ文化振興法」が制定され、さらに平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院で採択されました。

また、令和元(2019)年「アイヌ民族支援法」が施行されました。この法律は、「アイヌ文化振興法」に代わるもので、アイヌ民族を日本の先住民族であると法律の上でも認め位置づけ、差別の禁止を定め、観光や産業の振興を支援する新たな交付金制度の創設などが盛り込まれています。

しかしながら、居住する地域においては、他の人々となお格差があり、理解が十分でないために、結婚や就職等における偏見や差別が依然として存在しています。

◆今後の方向性

- 厚生労働省の「アイヌの人々の相談事業」を広報します。
- アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等との連携の中で人権教育・人権啓発の推進に努めます。

【関連する法律等】

- *「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」
H9(1997)-施行
- *「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)」
R1(2019)-施行

(7) 外国人の人権とヘイトスピーチ※問題

◆ 現状と課題

・外国人の人権

近年の国際化時代を反映して、日本に在住（在留）する外国人は年々増加しています。本市においても、令和元(2019)年9月末現在、約45カ国、約1,400人の外国人住民が居住しています。

国連においては、昭和23(1948)年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、一連の人権条約を批准して、国籍条項で制限されてきた多くの社会保障制度を部分的に適用するようになり、平成24(2012)年には、人権的視点からは、問題のあった「外国人登録法」が廃止されました。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題も多様化、深刻化してきています。特に、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題のほか、その他の在日外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、また、外国人労働者（技能実習生など）に関する人権問題なども新たに発生しています。

本市では、平成6(1994)年に「川西市在日外国人教育指針」を策定し、子どもたちに対する人権教育の推進や、国際理解、国際化の推進に向けたさまざまな取り組みを行っています。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

・ヘイトスピーチ問題

近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動いわゆるヘイトスピーチとして頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起こっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。

平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消推進法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取り組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。

◆ 今後の方向性

- 平成31(2019)年4月に、新たな外国人労働者の受け入れのため、在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、より多くの外国人が入国することが予想されることから、公的機関や生活インフラ（産業や社会生活の基盤となる施設）の多言語化などを推進します。
- 外国人及び外国出身者に対する差別意識や民族的偏見及び差別的言動を解消するために、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては、現在、日本に定住している歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、地域、学校、職場などで啓発活動を推進します。
- 外国人との出会いや交流の場などにおいて相互理解と国際意識の向上を図るとともに、日本語講座の開催など外国人が地域の中で暮らしやすいよう支援に努めます。

※【ハイトスピーチ】一般的に特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

【関連する法律等】

- *「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消推進法）」 H28(2016)-施行
- *「出入国管理及び難民認定法」 S26(1951)-施行

(8) HIV感染者やエイズ患者の人権

◆ 現状と課題

国内のHIV感染者の新規報告件数は、平成20(2008)年をピークとして年間約1,000件の横ばいで推移し、エイズ患者の新規報告件数についても平成18(2006)年以降、年間約400件の横ばいで推移しています。

HIV(エイズウイルス)の感染経路は限定されるうえ、その感染力も他のウイルスに比べて非常に弱いものです。したがって、エイズという病気に関する正しい知識にもとづき、日常生活を送る限りHIV感染を容易に防ぐことができます。医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになってきました。エイズという病気を過度に恐れることは、HIV感染者やエイズ患者への差別につながり、HIV感染者を潜在化させることとなります。それはさらなるHIV感染の拡大をもたらしてしまいます。

医学的に見て不正確な知識や思いこみで、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、HIV感染者、エイズ患者の人たちは、病気がもたらす苦痛に加え、周囲からの偏見や差別などに耐えることを余儀なくされています。

◆ 今後の方向性

- HIV感染者、エイズ患者の人権を尊重するという視点に立ち、関係機関等と連携協力しながら、HIV感染者、エイズ患者に対する正しい理解と普及のための啓発を推進します。
- HIV感染者は、相対的に若い世代も高い傾向にあることから、学校等における健康教育の推進に努めます。

【関連する法律等】

*「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 H11(1999)-施行

*「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」 H11(1999)-策定

(9) ハンセン病患者や元患者（回復者）、家族の人権

◆ 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症の一つで、かつては「らい病」とか「らい」と呼ばれ、不治の病や遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。主に末梢神経と皮膚が侵され感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の病的症状が現れますが、感染力や発病力は極めて弱いため、この病気そのもので死に至ることはありませんし、感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では、治療法も確立され、万一発病しても後遺症も起こすことなく治癒します。

国は、平成13(2001)年、らい予防法による隔離政策は憲法違反で人権侵害だったと認め、元患者らに賠償金を支払うよう国に命じる判決があり、「ハンセン病補償法」が施行されました。

平成20(2008)年に「ハンセン病問題基本法」が制定され、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を推しすすめています。

令和元(2019)年、熊本地方裁判所は、ハンセン病元患者の家族の訴え（ハンセン病患者に対する国の誤った隔離政策で差別を受け、さまざまな被害を被ったとして損害賠償と謝罪を求める）について、国の責任を認めました。（国は控訴せず、判決が確定）

しかし、長い間続いた隔離政策によって、患者や元患者の人権を侵害し、今なお偏見や差別意識がみられ、患者や元患者、家族などへの人権問題が生じています。

例えば、平成15(2003)年、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起こりました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない誹謗や中傷を全国の人たちから受けました。

◆ 今後の方向性

- ハンセン病に対する正しい理解と普及のために、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組むことにより、ハンセン病患者や元患者などに対する偏見や差別意識の解消に努めます。

【関連する法律等】

*「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」 H13(2001)-施行

*「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」 H21(2009)-施行

*「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」 R1(2019)-施行

(10) 刑を終えて出所した人の人権

◆ 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職に際しての差別、住居等の確保の困難、悪意のあるうわさや地域社会などからの拒否的感情など、

本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活が営むことができるようにするには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人たちの理解と協力が必要です。また、刑を終えて出所した高齢者や障がいのある人は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けられないまま孤立し、再犯に至る場合も多く、社会復帰への支援が必要です。

◆ 今後の方向性

- 刑を終えて出所した人の更生を助けることを使命とする保護司会や家庭、地域社会などと連携・協力を図り、偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、人権相談などを通じ適切な対応を図ります。

【関連する法律等】

- *「更生保護事業法」H8(1996)-施行
- *「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」H28(2016)-施行
- *「更生保護法」H20(2008)-施行

(11) 犯罪被害者等の人権

◆ 現状と課題

犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、うわさや中傷、インターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった二次被害があります。

こうした状況を踏まえ、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利と支援が明文化されました。また翌年には施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

◆ 今後の方向性

- 市は、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置します。また、人権相談窓口と連携しながら適切な対応に努めます。
- 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその状況を踏まえた犯罪被害者等に対する支援の重要性並びに二次被害の発生防止のための配慮の重要性について市民等の理解の促進を図るため、広報及び啓発を行います。
- 市は、令和2(2020)年4月施行の「川西市犯罪被害者等支援条例」にもとづき取り組みを推進します。

(12) インターネット等に関する人権課題

◆ 現状と課題

高度情報化社会の進展によって、利便性が高められ、豊かさがもたらされた一方で、個人情報本人の知らないところで収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、差別的書き込みをされたりなど、個人の名誉やプライバシーの侵害をする等の人権問題が起こっています。

国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務づけられました。

しかしながら、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、ネット上の人権侵害は後を絶たず、フェイスブックやラインに代表されるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用なども一因として、人間関係の希薄化を生み出す一方で、その悪用により、いじめや仲間はずれ、誹謗中傷などの人権問題も出てきています。

◆ 今後の方向性

- インターネットなどによる人権侵害を、すべての人に係る人権問題として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- 情報収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについても知識と理解を深めていく教育・啓発活動をすすめるとともに、学校等においても自他を大切にしている情報モラルの育成に努めます。
- インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、プロバイダなどに対し削除要請する「インターネット・モニタリング制度」を導入しています。引き続き兵庫県や法務局等関係機関と連携を図りつつ、全国的な動向も踏まえながら、より効率的・効果的な手法を検討していきます。

【関連する法律等】

- * 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(プロバイダ責任制限法)」 H14(2002)-施行
- * 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(青少年インターネット利用環境整備法)」 H21(2009)-施行

(13) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

◆ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、日本政府は17人の人を拉致被害者として認定しています。このうち兵庫県関係者は2人で、ほかにも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉

致被害者としての認定の有無にかかわらず、すべての被害者の安全確保、即時帰国及び真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14(2002)年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18(2006)年に「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

◆ 今後の方向性

- この問題についての関心と認識を深めていくために、同法の趣旨にもとづき、国・県など関係機関との連携の中で啓発活動に努めます。
- 啓発活動は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に推進します。

【関連する法律等】

*「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」

H18(2006)-施行

(14) 生活困窮者等の人権

◆ 現状と課題

生活困窮者*には、病気で働けない、引きこもり、負債を抱えているなど複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、孤立している状況があります。

平成27(2015)年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、自立支援の施策も実施されています。

※【生活困窮者】 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

・ホームレス*の人権

倒産や失業などの経済・雇用状況を含む社会的背景やさまざまな理由により、自立の意思がありながら路上等の生活などを余儀なくされている人たちが都市部を中心に存在しています。路上等生活の長期化は心身ともに病^{びょうへい}弊させ、再起が一層難しくなっています。

そのような中で、住民から嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害も発生しています。

国では、平成14(2002)年に「ホームレス自立支援法」が制定され、翌年「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が決定されるなど、対策が講じられるようになりました。

※【ホームレス】 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

・生活保護受給者の人権

生活困窮者が、憲法や法律で定められた最後のセーフティネットでもある「生活保護制度*」を正當に利用することになった場合も、自己責任論などにより、利用者が非難・中傷を受け

るなど、人権が軽視され、生きづらい社会となっています。

※【生活保護制度】 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度
◇憲法第25条1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

◆ 今後の方向性

- 法律等にもとづき、生活困窮に至った方の尊厳の確保に配慮しつつ、経済的自立、社会生活の自立、日常生活の自立に向けた支援を行います。
- ホームレスや生活保護受給者を含む生活困窮者への偏見や差別意識の解消に向けた人権啓発や職員に対する人権研修をすすめます。

【関連する法律等】

- *「生活保護法」 S25(1950)-施行
- *「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援特別措置法)」 H14(2002)-施行
- *「生活困窮者自立支援法」 H27(2015)-施行

(15) セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権

◆ 現状と課題

「この世の中には女と男の2つの性別しかなく、人は女に生まれれば、だれもが自分は女であるという自覚を持って成長し、異性である男を好きになる。同様に、男に生まれれば、だれもが自分は男であるという自覚を持って成長し、女を好きになる」。

私たちの社会は、これが「当たり前」で、「普通」であると考えてきました。こうした「当たり前」「普通」からはずれているとみなされた人々たちをセクシュアル・マイノリティ（セクマイ）といい、具体的には、女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、恋愛感情や性的欲求が男女（両性）に対してある両性愛者（バイセクシュアル）、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、そして、性自認にかかわるトランスジェンダー^{*}、自分の性的指向や性自認がどのようなものであるのか、よくわからない、悩んでいる、迷っている、そして意図的にまだ決めていないというクエスチョニングと呼ばれる人たちがいます。

海外では、同性どうしの結婚を認める国が増え、国内でもセクシュアル・マイノリティであることをカミングアウト（公表）する人が出てきたりするなど、セクシュアル・マイノリティが少しずつ社会に認知されるようになってきました。しかし、日本では依然としてセクシュアル・マイノリティに対する誤解や偏見は根強く、日常生活においてさまざまな困難や不利益に直面しているセクシュアル・マイノリティが非常に多くいます。とりわけ、自分がセクシュアル・マイノリティであると気づいた小中学生は、正しい知識や情報を持たず、だれにも相談できないまま、セクシュアル・マイノリティである自分を受け入れることができずに、一人で悩み続けるというケースが多くあります。

トランスジェンダーのうち、外科的措置によって身体の性を心の性に一致させた人たちについては、一定の条件を満たす場合に戸籍の性別記載を変更することを認める「性同一性障害者特例法」が平成16(2004)年に施行されました。しかし、性別変更のための条件が厳しいとの批判があり、特例法は一部改正されましたが、性別適合手術を条件としているなどの問題が指摘されています。

◆ 今後の方向性

- 本市では、セクシュアル・マイノリティの人権擁護の観点から、平成16(2004)年度と平成22(2010)年度に各種申請書等の公文書について、不必要な性別記載欄を削除していますが、令和元(2019)年「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」※を策定し、改めて不必要な性別記載欄を削除しています。特に、戸籍上の性別と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を受けることがあるという問題を市職員は認識し、不適切な対応をしないように十分留意していきます。
- 日常生活においてセクシュアル・マイノリティがかかえる困難や不利益が人権問題に他ならないことを認識し、それらの困難や不利益をなくす対応の一つとして、パートナーとしての証明書を発行する「パートナーシップ宣誓制度」※の導入に向けて検討します。また、性についての多様なあり方を理解し、多様な個々の生き方を尊重し合える人権教育、人権啓発を推進します。
- 学校においては、小中学校のクラスに必ずセクシュアル・マイノリティの児童・生徒がいて、孤立し、悩んでいることを前提とした性教育に取り組むとともに、その親の世代に対する人権啓発に努めます。また、平成28(2016)年文部科学省発出の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」にもとづいた対応に努めます。
- 総合センターで実施している「セクマイ相談・学習会」においては、だれにも相談できずに一人で悩み続けているセクシュアル・マイノリティが多いことを認識し、「セクマイ相談・学習会」の情報を広く発信し、相談に行きやすい相談窓口の体制を整えていきます。

※【トランスジェンダー】トランスジェンダーとは、身体づくりからみた身体の性(生物学的な性)と心の性(性自認=自分は女である、自分は男であるという意識と、その意識にもとづいた言動の一貫性・持続性)が一致していないために持続的な違和感・不快感を持つ人たちをいいます。身体の性と心の性のズレは、トランスジェンダー個人によって様々で、外科的な措置によって、身体の性を心の性に一致させたいと望む人や、一致させた人もいますが、トランスジェンダーすべてが外科的な措置を望んでいるわけではありません。なお、性同一性障害ということばは、身体の性と心の性が一致していないことによって生じる違和感・不快感といった症状を示す診断名で、日本精神神経学会は、平成26(2014)年にこの診断名を「性別違和」に改めました。

※【パートナーシップ宣誓制度】婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではないが、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーと約束した一方または双方が、セクシュアル・マイノリティである二人に対して、地方自治体がパートナーシップの証明書を発行するもの。平成27(2015)年以降東京都渋谷区、同世田谷区の取り組みを皮切りに、セクシュアル・マイノリティの生きづらさの解消を図るため、配偶者に準じるものとして処遇しようとする民間企業や、「パートナーシップ宣誓制度」を導入する地方自治体が増えてきました。兵庫県では、宝塚市が平成28(2016)年6月、三田市が令和元(2019)年10月、尼崎市が令和2(2020)年1月に導入しています。※令和2(2020)年3月時点

【関連する法律等】

*「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」 H16(2004)-施行

(16) 自死（自殺）者とその家族の人権

◆ 現状と課題

日本の自殺者数は、平成16(2004)年の約3万4千人をピークに減少傾向にあります。未だ毎年多くの「いのち」が自死（自殺）によって失われており、さらなる自殺対策が必要です。

自死（自殺）は、その多くがさまざまな社会的要因からの悩みが原因で追い詰められた末の死であり、「誰にでも起こりうる危機」と言えます。そのために、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関連施策が有機的に連携し、行政だけでなく、社会生活におけるさまざまな関係機関との力を合わせた取り組みが必要不可欠です。

また、同時にこの問題は、自死（自殺）者の家族も、自責の念や社会からの偏見などに苦しめられるという二次的な問題も起こっています。

こうした中で、市では、生き心地のよいまちの実現をめざして、令和元(2019)年に「川西市自殺対策計画」を策定しました。

※自死、自殺の使い分けは、「自死・自殺の表現に関するガイドライン」（全国自死遺族総合支援センター）による。

◆ 今後の方向性

- 「川西市自殺対策計画」にもとづいて、自殺対策に関する施策を推進します。
- 自死（自殺）者家族の人権問題について、市民啓発や人権学習を実施していきます。

【関連する法律等】

- *「自殺対策基本法」H18(2006)-施行
- *「川西市自殺対策計画」R1(2019)-策定

(17) 職場等における人権課題

◆ 現状と課題

全国的な職場に関する人権課題として、いわゆる「ブラック企業」と呼ばれる会社などでの違法な長時間労働の問題や障がい者雇用の問題、さまざまな「ハラスメント」などの課題があります。ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」や「パワー・ハラスメント（パワハラ）」などはよく認識されてきていますが、近年では、「マタニティ・ハラスメント（マタハラ*）」や「パタニティ・ハラスメント（パタハラ*）」「モラルハラスメント（モラハラ*）」なども問題になっています。

これらにより、結果的に不本意な退職に追い込まれたり、精神的な病気を患ったりして休職を余儀なくされたり、最悪は自らの命を絶ってしまうという働く者にとって厳しい環境が生まれています。

令和元(2019)年6月には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」「労働者派遣法」の5つの法律の改正が公布（施行は、公布後1年以内の政令で定める日）され、パワハラ防止対策が事業主の義務となり、セクハラやマタハラの防止対策も強化されます。

◆ 今後の方向性

- 市では、人事部門や人権部門が中心となり、人権研修などを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 市では、ハラスメントのない職場づくりに向けた「ハラスメント防止指針」を策定するとともに、外部の専門家による相談体制の整備を推進します。
- 企業については、川西市企業人権問題啓発推進協議会と連携して、人権研修を推進します。

※【マタハラ】妊娠、出産に伴う就業制限や育児休暇により業務上の支障をきたすという理由で精神的・肉体的にいやがらせを行うこと。

※【パタハラ】男性社員の育児休業制度等の利用に関して、業務上の支障をきたすという理由で取得を拒んだり、降格させるなど精神的・肉体的にいやがらせしたりすること。

※【モラハラ】肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと。

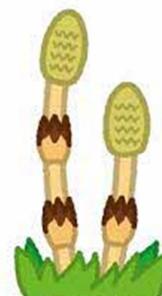
【関連する法律等】

*「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
(労働施策総合推進法)」 S41(1966)-施行

(18) そのほかの人権課題

人身取引に関する人権問題、婚外子に関する人権問題、ひとり親家庭に関する人権問題、ユニークフェイスの人（病気やけがで固有の顔をもつ人）に関する人権問題、社会的引きこもりの人たちに関する人権問題など、さまざまな人権問題があります。

このような人権問題を含め、社会・経済情勢の変化や貧困問題等により新たに生じる課題を的確に認識し、具体的に対応するとともに、市民一人ひとりがすべての人を個人として尊重し、ひいては社会の構成員として支え合う社会をつくることが重要であるという視点で人権教育・人権啓発を推進します。



資料編



【人権に係る年表】

		市のできごと	兵庫県/国のできごと	世界(国連)のできごと	その他/市の行政組織等
S40	1965		同和対策審議会答申	「人種差別撤廃条約」採択	
S41	1966			「国際人権規約」採択	
S44	1969		「同和対策事業特別措置法」施行		
S47	1972	川西市同和教育協議会 設立			
	1973		全国統一応募書類の使用を通達(労働省)		
S49	1974				市長部局に同和部、教育委員会に同和教育室を設置
S51	1976	部落解放同盟川西支部 結成	戸籍法改正(公開制限)		
S52	1977	市同和対策審議会 設置 同和問題市民意識調査等 実施			
S53	1978	市同和対策審議会 答申			
S54	1979		「国際人権規約」批准	「女子差別撤廃条約」採択	
S55	1980	「同和教育基本方針」策定 同和教育推進委員制度 発足 総合センター(隣保館・児童館)・オープン			同和部-総合センター
S57	1982	「同和保育基本方針」策定 市同和対策審議会 答申	「地域改善対策特別措置法」施行		
S60	1985	「市民啓発基本方針」策定 同和問題市民意識調査 実施	「女子差別撤廃条約」締結		
S61	1986		「男女雇用機会均等法」施行		
S62	1987	市同和対策審議会 答申 小学校区人権啓発推進委員会発足(16校区)	「地对財特法」制定(5年)		
H1	1989	川西市「非核・平和都市宣言」 第1回市同和教育研究大会開催			
H2	1990	同和問題市民意識調査 同和関係世帯生活実態調査		「子どもの権利条約」-国際法として正式発効	
H3	1991	川西市「人権擁護都市宣言」	兵庫県「(財)人権啓発協会」設立		人権推進部-同和対策担当/ 総合センター/女性政策担当 教育委員会人権教育室に←同 和教育室(名称変更)
H4	1992				人権推進部-同和対策課/総 合センター/女性政策課
H5	1993		「障害者基本法」制定		
H6	1994	「在日外国人指針」策定	「子どもの権利条約」締結		
H7	1995		「高齢社会対策基本法」施行 「人種差別撤廃条約」締結	人権教育のための国連10年	人権・市民部-同和対策課/ 総合センター
H8	1996		「らい予防法」廃止		
H9	1997		「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化振興法」施行 「北海道旧土人保護法」廃止		
H10	1998		兵庫県「人権教育基本方針」策定 熊本地裁に「らい予防法」違憲国家 賠償請求訴訟が提訴		
H11	1999	「子どもの人権オンブズパーソン制 度」開始	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制 定		生活・人権部-人権推進室(名 称変更)-総合センター/女性 センター
H12	2000	「人権教育のための国連10年市行 動計画」策定 人権教育推進委員制度(名称変更)	「人権教育及び人権啓発の推進に関 する法律」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「指紋捺捺全廃(外国人登録法一部改 正)」		
H13	2001	市同和対策審議会 答申 「平成14年度以降の同和行政のあり 方について」	「DV防止法」施行 兵庫県「人権教育及び啓発に関する 総合推進指針」策定 熊本地裁「らい予防」違憲判決-確定		
H14	2002	「人権施策推進委員会」(庁内組織/ 会長-市長) 設置 人権啓発サポーター制度	「プロバイダー責任制限法」 施行 「身体障害者補助犬法」 施行		※女性政策部門分離 人権推進室-人権推進課/総合 センター

		市のできごと	兵庫県/国のできごと	世界(国連)のできごと	その他/市の行政組織等
H15	2003		「個人情報保護法」制定		
H16	2004		「性同一性障害特例法」施行		市民生活部一人権推進室一人権推進課/総合センター
H17	2005	「人権行政推進プラン」策定	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行	「人権教育のための世界計画」	
H18	2006		「高齢者虐待防止法」施行 「北朝鮮人権法」施行 「自殺対策基本法」施行	「障害者の権利に関する条約」採択	教育委員会の人権教育室が市長部局の人権推進課と統合
H19	2007			先住民族の権利に関する国連宣言	
H20	2008	「人権教育基本方針」策定	衆参両院でアイヌ民族を先住民とすることを求める決議		
H21	2009	川西市人権施策審議会 設置	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行		
H22	2010	「人権行政推進プラン(第1次改定版)」策定		ハンセン病差別撤廃決議	
H23	2011	「人権保育基本方針」策定		人権教育及び研修に関する国連宣言	
H24	2012		「障害者虐待防止法」施行 「外国人登録法」廃止		
H25	2013	「人権問題に関する市民意識調査」実施	「いじめ防止対策推進法」制定 「子どもの貧困対策推進法」制定		
H26	2014	「本人通知制度」施行	「障害者権利条約」締結		
H27	2015	「人権行政推進プラン(第2次改定版)」策定 「男女共同参画推進条例」制定 「いじめ防止基本方針」策定	「女性活躍推進法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	持続可能な開発目標(SDGs)	
H28	2016		「部落差別解消推進法」公布・施行 「障害者差別解消法」完全施行 「ヘイトスピーチ規制法」施行 兵庫県「多文化共生社会推進指針」策定		男女共同参画推進業務、人権推進課に事務移管
H29	2017				
H30	2018				市民環境部一人権推進課/総合センター
R1	2019	「犯罪被害者等支援条例」制定	「アイヌ民族支援法」成立 ハンセン病家族訴訟一熊本地裁判決確定(国に賠償責任)		
R2	2020	「人権行政推進プラン(第3次改定版)」策定			



世界人権宣言

1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

日本国憲法 (抄)

昭和21年11月3日 公布
昭和22年5月3日 施行

第11条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 (自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 (個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 (法の下での平等・貴族の禁止・栄典)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 (信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 (集会・結社・表現の自由・通信の秘密)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 (居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 (家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 (生存権、国の社会的使命)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 (教育を受ける権利、教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 97 条 (基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 公布・施行

第 1 条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第 3 条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第 4 条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 5 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 6 条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第 7 条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第 8 条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第 9 条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則〈略〉

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (抄)

平成 25 年法律第 65 号
施行日 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第9条（国等職員対応要領）

（地方公共団体等職員対応要領）

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）

平成 28 年法律第 68 号
施行日 平成 28 年 6 月 3 日

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん 動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号
施行日 平成 28 年 12 月 16 日

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

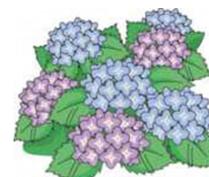
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成 31 年法律第 16 号
施行日 令和元年 5 月 24 日

（目的）

第 1 条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。
3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。
2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。
3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第 4 条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 5 条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。
4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の努力）

第 6 条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

(都道府県方針)

第8条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

(設置)

第32条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第33条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 基本方針の案の作成に関すること。
- 2 基本方針の実施を推進すること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第34条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

(アイヌ政策推進本部長)

- 第35条 本部長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(政令への委任)

第41条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第2条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）は、廃止する。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



川西市人権教育基本方針

平成20年4月
川西市教育委員会

国連は、第二次世界大戦の反省に立ち、「世界における自由、正義及び平和の基礎は、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することである」との認識のもと、「世界人権宣言」を採択し、現在まで、あらゆる差別や人権侵害を世界から撤廃するため、多くの条約を採択し、人権が尊重される国際社会の実現に向けて努力を重ねてきた。

そして、これらの人権保障のためには、人権教育の充実が不可欠であるとの認識により「人権教育のための国連10年」を採択し、人権という普遍的文化の創造を目指してきた。さらに、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原則を世界的規模で啓発するため、「人権教育のための世界計画」の推進を宣言した。

わが国においても、すべての国民の基本的な人権の享有を保障する憲法のもと、人権に関する様々な施策が講じられてきた。

本市においては、誰もが幸せに暮らせるまちを目指して、平成17(2005)年「川西市人権行政推進プラン」を策定し、あらゆる場面を通じて人権教育を推進し、川西の人権文化を構築することを目指してきた。

人権が尊重される社会をつくるためには、日頃から人権について考え、差別を解消することに積極的に取り組む姿勢が必要である。とりわけ、日常生活における人権意識を持つ基礎となる教育の果たす役割は大きい。

教育委員会においては、昭和55(1980)年、あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組む意欲と力を持った子どもを育成することを目的とした「川西市同和教育基本方針」を策定し、基本的人権が保障される地域社会の実現を目指した子どもを育成するため、人権教育・人権啓発活動を推進してきた。

しかしながら、川西市同和教育基本方針が策定されてから、28年余が経過し、人権に関する認識も在日外国人、女性、子どもの人権など、幅広く取り組む必要が生じており、また、差別意識の潜在化の傾向もみられるなど、今日新たな課題が生じている。

このような状況を受け、本市の人権教育の現状を把握し、より一層の内容の充実を図るため、「川西市人権教育基本方針」を定めることとした。

従来の同和教育を通じて培ってきた教育の推進、啓発の手法を生かしながら、国及び県の方針を踏まえ、本市における人権文化の創造を目指して、次のとおり人権教育基本方針を定め人権教育を推進する。

1. 子どもたちが、自他共にかけがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合うなかで、命や人権を大切にす心の教育を推進する。

また、自尊感情を育成するとともに、人権及び人権問題に対する正しい理解を持ち、主体的な思考力や判断力を養うための人権教育を学校教育のあらゆる場において推進する。

＜人権としての教育＞

2. 子どもたちが、様々な人権問題に関する主体的な学習を通して、人権及び人権問題への正しい理解を深め、的確な思考力や判断力を身につけ、文化、習慣、価値観等の違いを超え、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。

＜人権についての教育＞

3. 生涯にわたって、子どもたち一人ひとりが、自らの課題として人権尊重の理念に基づいた人権問題の解決に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人間関係づくりに必要な資質や能力の育成を図る。

＜人権を尊重した生き方のための資質や能力を育成する教育＞

4. 子どもたちの学びの場において、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもたちの実態を十分把握し、発達段階に応じた計画的な人権学習に取り組む。

とりわけ、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた教育活動を基盤とし、人権問題が社会や環境の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のあるものであるとの認識に立ち、発生する問題の解決に向けて責任を持って対処することに努める。

＜学習者の人権を大切にす教育＞

川西市人権保育基本方針

平成 23 年 4 月
川 西 市

はじめに

平成 6(1994)年、「子どもの権利条約」がわが国で批准されました。

本市では、その精神に基づき、平成 10(1998)年子どもの権利擁護、救済、制度改善の提言等を行うわが国で初めての「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定しました。また、平成 12(2000)年には「人権教育のための国連 10 年川西市行動計画」を、平成 17(2005)年には「川西市人権行政推進プラン」を策定し、全ての人の人権が尊重されるために川西の人権文化を構築していくことを目指してきました。

昭和 57(1982)年に策定した「川西市同和保育基本方針」では、差別の実態や保護者と子どもを取り巻く厳しい現実から学び、すべての子どもの人権を大切に、豊かな人間性を育むことを掲げました。同基本方針に基づいた保育実践は、乳幼児期から違いを認め、人権を尊重する保育へと確かな広がりを残してきましたが、四半世紀以上が経過した今日、人々の価値観や環境（家族構成、住居、生活、遊び等）が急速に変化したため、新たな人権課題が生じ、これまで以上に子どもの生きる権利や発達する権利が脅かされるようになってきました。

このような時代の変化に伴い、一層多様化する人権課題に正面から向き合い、差別の解消に向けて積極的に取り組むため、「川西市同和保育基本方針」を「川西市人権保育基本方針」に発展させ、各保育所現場で「子どもの権利条約」で謳われている「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、保護者・保育所が一体となって人権保育を実践することを目指します。

基本理念

「子どもの権利条約」「川西市人権行政推進プラン」「保育所保育指針」の中で謳われている「子どもの最善の利益」が尊重され、子どもの人権を大切にする保育を具体化するため、人権保育の基本理念を次のとおり掲げます。

○子ども一人ひとりの人権を大切にする保育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に子どもたちは、身近なおとに命を守られ、愛され、受け入れられ、認められる体験を重ねることで、自分は大切な存在であると実感し、自分に自信と誇りを持ち、そのことが人（他者）への信頼感を育て、豊かな人間関係を培う基礎となります。

私たちは、このようなおとなと子どもの関係を基本におき、子どもは守られるべき存在であると同時に、自らの権利を行使できる主体であるということを常に意識しながら、一人ひとりの個性や可能性を受け止め、子ども自身の思いや願いを大切に、子ども自らがかけがえのない存在として実感できる保育をめざします。

○子ども一人ひとりに人権尊重の感性や行動力を育てる保育

子どもは基本的な生活習慣を土台に、積極的に人的環境・物的環境・自然環境及び社会事象にかかわる経験を通して、その中で感じたことや考えたことを表現する力や感性を培います。

また、豊かな人（他者）との関係の中で、一人ひとりの「違い」に気づき喜怒哀楽の感情体験を積み重ね、自らの感情をコントロールしていきながら、仲間の大切さを知り相手の立場や思いに気づき、理解・共感し、不当と思うことを言葉や行動で表現できる力を習得します。そのような子どもの可能性を信じ、主体性を尊重する保育をめざします。

○人権について考え合えるおとなのつながりをつくる保育

私たちは「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしてきました。被差別の結果、人権が奪われてきたという現実を知り、その現実と向き合っていく中で、差別の根底にあるのは社会に根強く残るきめつけや偏見、画一的な考え方であり、そういった課題に対し日々の保育の中で解消に向けた取り組みが出来るのかが問われています。

今日、社会情勢の変化や社会構造の多様化が進み、保護者の就労状況は厳しさを増し、近隣社会においても人と人が温かく助け合って暮らしていくことが難しくなってきました。また、子育て家庭の孤立化が進むなど、子育て家庭が様々な“生きにくさ”を抱える状況にあります。

このような傾向を踏まえ、私たちおとなが未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、より豊かな人権尊重の社会を築いていくように努めます。

川西市在日外国人教育指針

－ 主として在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒の教育 －

平成6年(1994年)4月
川西市教育委員会

在日外国人教育は人間尊重の精神を基盤に、国籍や人種、民族などによる差別や偏見のない心の醸成に努め、国や民族についての相互理解をもとに国際理解を深め、共に生きる社会をめざす教育である。

現在、川西市に在住する外国人は、24ヶ国、1600人〔平成5年(1993年)7月1日現在〕に及び、本市の公立幼・小・中学校に学ぶ在日外国人幼児・児童・生徒は120人を超えている。

そして、在日外国人幼児・児童・生徒の大多数を占める韓国・朝鮮籍の子どもたちのほとんどが本名を名乗れず、通称名で学校生活を送っている。

そのことは、未だ、少なからぬ日本人に、韓国・朝鮮人に対する偏見や不合理な差別意識が根強く残っていることを示している。それによって、進学や就職に際しても不利益を被っているという現実が生み出され、在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒が民族としての誇りを持って生きていくことを困難にしている。

在日外国人教育を推進していくにあたっては、歴史的な事情の中で日本に移り住み、その二世、三世として在日する韓国・朝鮮籍の幼児・児童・生徒の場合と、一定期間日本に在留し、日本の幼稚園・学校で学ぶ在日外国人幼児・児童・生徒の場合があることを踏まえ、その実態を明確に把握していかなければならない。前者の場合については、「在日」の意味が後者と全く異なり、現在おかれている在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒の状況からしても、違った視点からの配慮を持って指導にあたる必要がある。

日本にとって、韓国や朝鮮は最も近い隣国であり、古くから日本と文化的な交流の深い国であった。

古代から中近世における日本文化形成の基盤となった米づくりや建築技術、文学など、多くのものが朝鮮半島からの渡来人によってもたらされた。朝鮮は、日本にとって文化的先進国であり、日本文化の形成、発展に貢献してきたこれらの渡来人やその子孫は、日本人に大いに尊敬されてきた。

ところが、近代国家成立以後、「日朝修好条規」から「韓国併合」に至る日本の植民地政策が、創氏改名や日本語強制などにより朝鮮人の民族的アイデンティティーを奪うだけでなく、朝鮮民族に対する偏見や差別意識を日本人の意識の中に刷り込んできた。

日本の植民地政策は、朝鮮の人たちの生活基盤を崩壊させ、15年にわたる戦争（満州事変から太平洋戦争にかけて）における日本への強制連行や徴兵などによって多くの朝鮮の人たちに労働や兵役をおしつけてきた。

戦後、祖国での生活が困難な状況であったことや、日本政府によって適切な帰国措置がとられなかったこともあり、多くの人たちが在日を余儀なくされ、現在に至っている。

また、戦後の公教育においても、韓国・朝鮮人の人たちに対する偏見や差別意識を払拭していくための教育内容の明確な位置づけがなく、取り組みが十分になされないまま今日に至っている。

日本国憲法では、国民の基本的な人権の享有、法の下での平等、等しく教育を受ける権利がうたわれ、さらに、わが国が昭和54年(1979年)に批准した国際人権規約では、市民生活上のすべての実質的差別の排除及び外国人が教育を受ける権利を明記している。

また、本市においても平成3年(1991年)に「人権擁護都市宣言」がなされ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていくことを誓ったところである。

そして、「川西の教育・指導の方針」の中でも重点項目の一つとして、「人間尊重をめざす教育の推進」を明記している。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に、朝鮮半島と日本との過去の歴史的な事実や、現在の在日韓国・朝鮮人の生活背景を正しく認識し、日本人の在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が民族的な誇りと希望を持って生きていける社会を目指す積極的な教育の推進が必要である。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 (抄)

平成10(1998)年12月22日

川西市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項（以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。）のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな（以下「本市内の子ども又はおとな」という。）から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

(オンブズパーソンの職務)

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1)子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2)子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

第9条 (兼職等の禁止)

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

第13条 (申立人への通知)

第14条 (市の機関への通知)

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。
- 3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

第22条 (委任)

川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針

令和元年 12 月 1 日

本市では、従前から、性的マイノリティの人権擁護の観点で、各種申請書等の公文書について不必要な性別記載欄を削除することとしています。

これは、性的マイノリティの人たちの中には、性別記載欄が女・男の 2 択しかないことで、心の性（性自認）が身体の性（生物学的な性）と異なることへの抵抗感や、戸籍上の性と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど精神的苦痛を受けることがあることから、必要でない性別記載欄を削除するというものです。

このような趣旨から「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」を定め、今後は性別記載欄のある公文書は、次の基準に沿って作成することとします。

- 1 次の各号のいずれかに当てはまるもの以外は、性別記載欄を削除する。
 - ① 法令で定められているもの
 - ② 国、県等の様式で定められているもの
 - ③ 医学的見地（生物学的性差）が必要なもの
- 2 上記①～③のいずれかに該当するが、システム改修が必要なものについては、今後のシステム改修時に実施する。また、要綱等については、速やかに改正する。
- 3 性別記載欄を設ける場合は、可能な限り下記の 3 パターンを使用する。

A 性別 : ① 女 ② 男 ③ どちらでもない
B 性別 : ① 女 ② 男 ③ ()
C 性別 : ()

* 空欄は、本人の意思で性別を記入する。

川西市人権施策審議会規則

平成 21 年 3 月 27 日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市人権施策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 人権推進団体の役員
- (4) 人権擁護委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠委員を委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、審議会の要請に応じ、調査検討を行い、その結果を審議会に報告する。

(資料の提出等の要求)

第 7 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付則 (省略)

川西市人権施策審議会委員名簿

H31年4月～R3年3月

No	役職	氏名	職業及び団体名	特別部会 委員	備考
1	委員	谷 正 充	川西市議会議員		令和元年10月25日まで
		岡 留 美	川西市議会議員		令和元年10月25日から
2	委員	江 見 輝 男	川西市議会議員		
3	会長	石 元 清 英	関西大学名誉教授	○	
4	委員	笹 倉 千佳弘	滋賀短期大学生生活学科教授	○	
5	委員	藤 井 美 江	弁護士		
6	委員	安 田 美子子	関西学院大学人間福祉学部教授	○	
7	副会長	西 垣 通 豊	川西市人権教育協議会 会長	○	
8	委員	南 朋 子	川西市人権教育協議会 常任理事		
9	委員	前 田 玲 子	人権擁護委員	○	
10	委員	小 田 秀 平	川西市副市長		
11	委員	石 田 剛	川西市教育長		

「人権行政推進プラン(第3次改定版)」に係る策定経過

開催日	内 容
R1年6月21日	第1回人権施策審議会／「人権行政推進プランの見直しについて」諮問
8月21日	第1回特別部会／「人権行政推進プラン改定版(素案)」について検討
9月30日	第2回特別部会／「人権行政推進プラン改定版(素案)」について検討
10月21日	第2回人権施策審議会／「人権行政推進プラン改定版(素案)」について審議
12月18日	市議会議員協議会にて「人権行政推進プラン改定版(案)」説明
12月19日～ R2年1月17日	「川西市人権行政推進プラン改定版(案)」について、パブリックコメント実施
2月17日	市議会議員協議会にて、パブリックコメント等の結果報告・説明
3月24日	第3回人権施策審議会／「人権行政推進プラン改定版」について審議・答申

人権に関する計画等

策 定	「人権教育のための国連10年川西市行動計画」	平成12(2002)年 3月
初 版	「川西市人権行政推進プラン」	平成17(2005)年12月
改定版	〃	平成22(2010)年 4月
実 施	「人権問題に関する市民意識調査」	平成25(2013)年11月
第2次改定版	「川西市人権行政推進プラン」	平成27(2015)年 4月
第3次改定版	〃	令和 2(2020)年 4月

非核平和都市宣言

世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。

それにもかかわらず、地球上の全生命を滅ぼしてもなお余るほどの核兵器が蓄積され、世界の平和に深刻な脅威を与えています。

わが国は世界で最初の核被爆国として、核兵器と戦争の恐ろしさを全世界に訴え、その惨禍を絶対に繰り返させてはなりません。

私たちは祖先から受け継いできた猪名川の清流、豊かな緑、そして人類共通の財産である青く美しい地球を永遠に守り続けていくためにも、核兵器をつくらず・持たず・持ち込ませずの「非核三原則」を遵守するとともに、恐るべき核兵器の廃絶を願い、人と人とが憎しみあい傷つけあうことのない世界の創造を求めて、ここに市民の総意のもと、川西市を「非核平和都市」とすることを宣言します。

平成元年(1989年)7月14日

川西市

川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～

発行日 令和2(2020)年4月

編集・発行 川西市 市民環境部 人権推進課

〒666-8501

兵庫県川西市中央町 12-1

☎072-740-1150

※この冊子は市役所内で印刷しています。